

11

•			a	次	
	漁業就業者の一 第8回兵庫県漁				······水産課調整係··· 1
	但馬漁業センタ				3
	漁港	(13) •			佐竹漁港係長…5
	研 究 課 題 漁港協会だより	•••••			8
	水試ニュース…	••••••			11
		•			

兵庫県漁業協同組合連合会財団法人 兵庫県水産業改良普及協会

87号

水 産 課 調 整 係

等の状況を調査することとした。 対策事業を実施するための基礎資料 事業の資料とするため、 況を把握し、 作ってから後の漁業就業者の移動状 でも発表)したが、 日現在で沿海市町および漁業協同組 合の協力を得て、 台帳を作成 日現在で漁業就業者の転出、 一つとして、昭和三十六年十月 (集計分析結果は、 漁業就業構造改善対策 県内全漁家の漁家 この漁家台帳を 毎年、 本紙

(図4)

舟谷

真、

員

土

計し分析したものである。 家台帳を作成した昭和三十六年十月 日現在から昭和三十七年十月一日 一状況について調査したものを、 次に述べる調査結果は、 一年間の漁業就業者の移 さきに漁

拓

業に転業した者 日までの一年間に漁業をや 年十月一日から昭和三十七年十月 た者を含む)の総数は、 漁業就業者であって、 一転業状況調査結果 転業状況調査結果(昭和三十二とれをさきに調査した漁業就業 (老年等により引退 昭和三十六 三七六人 B) 他

転業者の年令

19 tx1 22

(30.6%)

60[†] WL 43^人

11.4%) (3.9%

1年内の

転業相總数

3764

(图2)

464

(/2.2%)

40*-49

474

(12.5%

年以来、 ると、 年~三十六年の転業者について調 とあわせて年次別の転業者数をみ 図1のとおりで、 転業者の数が増加し 昭和三十五

ている。 (図1) 年次別漁業転業指数 400 350 漁業軟業者總收 300 250 200 自营漁業從動 150

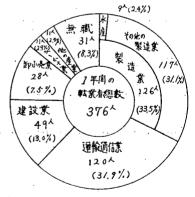
産業で多いのは運 転業者の就業職種別人員でわかるよ 水産製造業も含まれている。 最も多く、この製造業の中に 業(主として工員)に転業した者が のような産業に就業したかについて 「日本標準産業分類」によって分類 製造業のほか、転業者の就業した 卸小売業等で、 年間に転業した者が、 図るのとおりで、 通 れは、 信業、 図 4 の は 建設 製造

しているためであろう。 なるに従って少なくなっている。 年令をみると、 年令層の漁業就業者の数が少ない 学校卒業と同時に他産業に就業 〇代の転業者の少ないのは、 他産業に行きたい者の殆んど この一年間に転業した者の 図2のとおりで、 五〇代と高年層に これに次いで三〇

夢野

転業者の就業職種

店行員人



転業者の就業産業

ある。 I K 魚の行商人になった者が多いためで 者が多いためであり、 卸小売業では小売商人、 運輸通信業では船員になっ 建設業では大

た

(=)死

(図3)

死亡者数が多い。 年令別にみると高年になるに従って 十七年十月一日ままでの 亡した漁業就業者は、 昭和三十六年十月一日 四五人で、 から昭 一年間に死

者が転入前にどのようなことをして 総数は、一六九人で、これらの転入 たのか、 一年間に漁業に転入してきた者の その状況をみると、

職

の者十人のうち五人は、老

BE 37. 10.1 漁業就業標數

拓

の扶養をうけていたが、

人手不足の

ため、又出漁をはじめた者(男)

年のため一旦漁業から引退して家族

であり、

あとの五人は、漁家の婦人

以上、

昭和三十六年十月一日から

四八・五%)、 た者が七七人 (四五・六%)、無職 (五・九%) となって 他産業に従事してい

のとおりで、

在学中の者が八二人

漁業転入者の転入前の状况 他座案從事 1年前の 在学中 77¹ 転入有總数 82¹ (45,6%) (48.5%)

はじめた人達である。

漁業就業者の総数と平均年令

これも人手不足によって出漁を 今まで家事、内職等をしていた



調査時点における漁業就業者の總数

(図 6)

転入によって、

本県漁業就業者の総

の漁業就業者の転出、

転入状況につ

て述べてきたが、これらの転出

昭和三十七年十月一日までの一年間

みると、 数が何人になったかについて、 昭和三十七年十月一日現在では、 六年十月一日現在において本県に、 二五二人が減少している。 三、四五四人いた漁業就業者が 一〇二人となり、この一年間に 図6のとおりで、 昭和三十

和三十七年十月一日現在とで比較し てみると、図7のとおりで、 年間に漁業就業者の平均年令が、 三才高くなっている。 又これら漁業就業者の平均年令 昭和三十六年十月一日現在と昭 との

年間の派 があり、 と題し講演があった。

れた。 県漁協婦人部大会も盛会裡に閉会さ を経て、 発表を行い、好評を博した。 討議された結果大会決議、 午後からは、例年とは変り、 午後三時過ぎ、第八回兵庫 大会宣言

掲載する予定です。 発 表

講演については、

十二月号に

回

兵庫県漁協 八部大 会開催さる

第八回兵庫県漁協婦人部大会が兵庫 うえ盛大に

開催されました。 名が一堂に参集し、来賓多数臨席の 県下漁協婦人部並びに関係者約三百 県漁協婦人部連合会の主催によって 課の飯塚先生より「望ましい人間像 漁婦連大会及びブロック会議の報告 去る十月に東京で行はれた第七回 合会長より挨拶があり、 行はれた。早朝より或いは前日から 祝辞として兵庫県副知事、 本月十四日、 信漁連合会長の祝辞があって 大会の開会にあたり北井県婦連 引続いて、兵庫県社会教育 水産会館において 続いて来賓 県漁連会 午前十

大 会

害を克服しながら歩み続け懸命の努 あって住みよい明るい豊かな漁村を 力を続けてまいりました。しかるに 築くことを念願として、あらゆる障 私たちはきびしい漁村生活の中に

私の一日 甲南漁協婦人部

本釣の副業について

ますえ

浜坂漁協婦人部

ょ

私たち婦人部の歩み 屏風浦漁協婦人部

な子

運動会によせて

のり養殖の体験について 福良漁協婦人部 村 ときみ

網干漁協婦人部 本 ふじえ

私たちの歩み

沼島漁協婦人部

山 田 房 子

このときにあたり、ここに県下漁

の向上を阻ばんでいると言うのが現 消費者物価の高騰などにより、漁家 沿岸漁業は依然不振を極め、 状であります。 経済は圧迫され、いまなお漁村生活 加えて

明るく、漁村にも明るい夜明けが訪 運動が行はれ、その実現の見通しも れようとしております。 の確立へ漁民一丸となって全国的な の久しく待望した漁業災害補償制度 造改善事業が行はれ、又沿岸漁業者 案が国会を通過、その制定をみ、構 先きの通常国会で沿岸漁業振興法

誓います。 再認し、全員決意を新たに漁業協同 動の推進に前進し続けることを固く 組合を中心として明るい村づくり運 に課せられた使命の重大なることを 婦人を一堂に会し、私たち婦人部

昭和三十八年十一月十四日 宣言致します。 第八回兵庫県漁協婦人部大会

大会決議

広めるため漁村婦人の地位の向上 社会生活にマッチした知識を、 全面的に協力いたします。 漁業協同組合の行なう事業に対

> く作ります。 於いて意見交換の出来る機会を多 各婦人部間または、婦人部内に

> > 旧

センター

次代をになう青少年の育成に努

昭和三十八年十一月十四日 めます。

賛成を得て、次の様な決議をした。 次に参加婦人部員から動議が出さ 災害補償の制度 が 実現 される 強い要望があり、参加者全員の 第八回兵庫県漁協婦人部大会

特別決議

悪しによって、 されています。 台風等の災害によって、不安にさら れていますが、特に最近は豪雪や長 私たち漁村の日常生活は漁のよし こうした生活の不安をなくするた 冷水異変、或いは、毎年の様な たえず大きく左右さ

たします。 年度より、実現される様強く要望い を含めた災害補償の制度が、三十九 つでも安心して漁が出来るよう国の めには、漁業の経営が守られて、 大きな助成のもとで、すべての漁業

昭和三十八年十一月十四日 右決議いたします。 兵庫県漁協婦人部大会

ある。 沿 、設置概要

昭和三十八年二月 建設予定地

鉄筋コンクリート二階建

建築面積

四六七・七七常方メ

面

八三三・二八平方メ

宿舎

二〇〇平方メートル

昭和三十八年三月 建設工事入札

昭和三十八年十一月 竣工式 昭和三十八年九月 昭和三十八年四月 定礎式 起工式

階

四六四・六八平方メー

階

三六八・六四平方メート

設置目的

水産業の振興のため但馬漁業センタ るとともに漁民の集会合等に利用し 団体等を総合的に集約して調整を図 漁場開発と新規漁業の振興とあわせ て流通機構の改善を図るため、県の 水産行政機関、試験研究機関、 但馬地域開発の一環として沖合新 漁業

を設置する。

総坪数

四二五平方メートル

本館敷地

一、二二五平方メー

革

もので現在までの経過次のとおりで 体の総合事務所を兵庫県で建設した 産行政機関、試験研究機関、漁業団 但馬治岸の中心部(香住町) に水

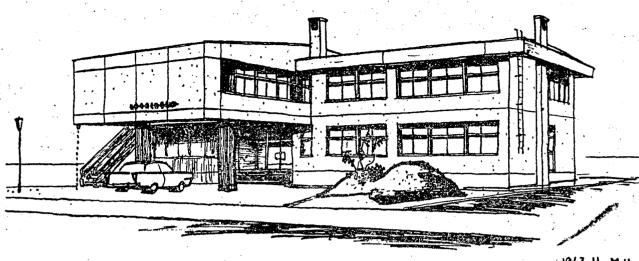
香住支部の一部)大蔵省よ 水産庁日本海区水産研究所

(KK盛工務店落札 月十二日午前十一時

主な説備 一、音響装置

一、光線遮断装置 交換装置 大会議室暗幕 上下廊下 大会議室 マイク マイク 六三平方メート 各一ケ所 二ケ所

電話交換機 共電式10型無ひも 拓



1963. IL M.H.

結用3ケを含む)

内線電話器 二十一ケ(夜間直

(10×2) 式

水洗式

入居する機関、団体 一階二階各一ケ所

試験研究機関 兵庫県水産試験場 行政機関 兵庫県但馬水産指導室 但馬事務所 但馬海区漁業調整委員会

合会但馬支所 兵庫区信用漁業協同組合連

但馬漁業センター所在地

兵庫県城崎郡香住町香住字西歌崎

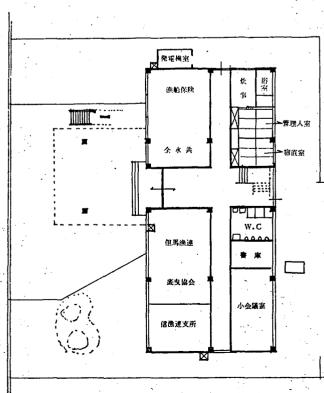
三五二-4

電話(香住局)六一一番 六一二番六一三番

但馬漁船保険組合 , 兵庫県機船底曳網漁業協会 全国水産業共済会但馬駐在 但馬漁業協同組合連合会

団

w.c 応接室 実験室 水産試験場 但馬事務所 標本家



第八節

模範漁港管理規程

例

漁

漁港と題して

地から、本県の如き治岸漁業中心のな内容或は形式をもって制定したらな内容或は形式をもって制定したら第四項により昭和三十二年六月七日第四項により昭和三十二年六月七日第四項により昭和三十二年六月日日日農林事務次官通達をもってその 範 例 が達せられましたが、この模範例はあくまでも全国漁港の共通のものであって、塩釜や三が、この模範例はあくまでも全国漁港の共通のものであって、塩釜や三年七月五日付農林事務次官通達をもってその 範 例 が達せられましたが、この模範例はあくまでも全国漁港の共通のものであって、塩釜や三十四条が、この模範例はあくまでも対象が、

第三種郵便物認可

模範漁港管理規程例規則を定めなければなりません。当該漁港にマッチした管理条例なりその点留意の上模範例より加除して案して作られた模範規程であるので案して作られた模範規程であるので

(又は何々漁港管理条例)何々県(市町)漁港管理条例

一条 この条例は、漁港法(昭和一条 この条例は、漁港は、昭市町)が管理する定に基き、県(市町)が管理する定に基き、県(市町)が管理する

(漁港施設の維持運営計画を定て、毎年度その維持運営計画を定て、毎年度その維持運営計画を定て、毎年度のとする。

港施設」という)の維持運営につ設以外の漁港施設(以下「乙種漁知事(市町長)は、甲種漁港施

第四条 漁港の区域内の陸域で知事

(市町長)が指定する区域(甲種

漁港と種々大小取りまぜた漁港を勘

告することができる。
提出を求め、又は必要な事項を勧し、その維持運営に関する資料の当該施設の所有者又は占有者に対当な施設の所有者以は占有者に対いて必要があると認めるときは、

(盂)

3 知事(市町長)は、第一項の甲種漁港施設の維持運営計画を定め ようとするとき、又は前項の規定 により乙種漁港施設の所有者又は 方とするときは、あらかじめ当該 うとするときは、あらかじめ当該 が、からかじめ当該

(漁港の保全)

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損 の限りでない。 この限りでない。 ただし、又は損 を事由によるものでないときは、 き事由によるものでないときは、 この限りでない。

漁港施設である土地を除く)にお漁港施設である土地を除く)におり、工作物の 新 築 若しくは改いて、工作物の 新 築 若しくは改いて、工作物の 新 築 若しくは改い。 ただし規則で定める場合は、 いっ ただし規則で定める場合は、 しょうとする者は、 知事(市町をしようとする者は、 知事(市町との限りでない。

2 知事(市町長)は、前項の規定 2 知事(市町長)は、前項の規定 2 知事(市町長)は、前項の規定 2 知事(市町長)は、前項の規定

3 第一項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度をにより同項の区域を指定し、又定により同項の区域を指定し、又定により同項の区域を指定し、又により同項の区域を指定し、アは廃止しようとするときは、漁場の規定による指定は、漁

(港内の秩序維持)

第五条 知事(市町長)は、港内の第五条 知事(市町長)は、港内に碇泊、停と認めるときは、港内に碇泊、停留又は係留(以下「停係泊」という)をする船舟に対して移動を命ずることができる。

第六条 知事(市町長)は、漁港の

ならない。ただし、知事 区域においては、停係泊をしては として指定することができる。 せるため必要があると認めるとき 区域内の水域の利用を適正に行わ 船舟又はいかだは、停係泊禁止 水域の一部を停係泊禁止区域 (市町長

りでない。 (危険物等についての制限

)の許可を受けた場合は、

との限

第七条 爆発物その他の危険物 を積載した船舟は、知事 もの(以下「危険物等」という) 泊をしてはならない。 く)又は衛生上有害と認められる 該船舟の 使 用 に供するものを除 の指示した場所でなければ停係 (市町長

けなければならない 危険物等の荷役をしようとする 危険物等の種類は、 知事(市町長)の許可を受 規則で定め

(放置物件の除去命令

占有者に対し、その除去を命ずる 町長)は、当該物件の所有者又は るおそれがあるときは、 又は甲種漁港施設内に放置された 物件が漁港の利用を著しく阻害す る漂流物、沈没物、その他の物件 八条 漁港の区域内の水域に 知事(市

> 第九条 行為をしてはならない。 設においては、次の各号に掲げる (係留施設における行為の制限) 甲種漁港施設である係留施

等」という)の陸揚又は、 はその他の貨物(以下「漁獲物 以外の目的でみだりに船舟を構 それのあるいかだその他の物件 を係留すること。 漁獲物、漁具、漁業用資材又 船舟の係留に支障を及ぼすお 般積

と と づけすること。 す程度に漁獲物等を積み上げる 当該施設の保全に支障を及ぼ

の調整) (陸揚輸送等の区域における利用 いておくこと 漁獲物等をみだりに長期間置

第十条 域の一部を陸揚輸送及び出漁準備 のための区域として指定すること 知事(市町長)は漁港の区

又は船積を行う場所を又は時間そ 揚又は船積を行う者に対し、陸揚 区域内にある甲種漁港施設の運営 該漁港施設において漁獲物等の陸 一必要があると認めるときは、 知事(市町長) は、 前項の指定 当

ことができる。

でない。 船舟は、

ばならない。 は、漁獲物等の陸揚又は船積が終 船積を行った場所を清掃しなけれ ったときは、直ちにその陸揚又は

.利用の届出)

第十一条 らかじめ知事(市町長) なければならない。 く)を利用しよらとする者は、 甲種漁港施設

第十二条 新築し、 件を附することができる。 に甲種漁港施設の利用上必要な条 の許可を受けなければならない。 又は当該施設に定着する工作物を ようとする者は、 (占用の許可等) (市町長)は、前項の許可 甲種漁港施設を占用 増築し、若しくは除去し 知事(市町長)

項の占用の期間は、

月

ることができる。 の他の事項につき必要な指示をす

らない。ただし、当該区域の利用 の指定区域外に移動しなければな 終ったときは、すみやかに第一項 長)が許可した場合は、この限り 上支障がないと認めて知事(市町 おいて漁獲物等の陸揚及び船積が 前項の甲種漁港施設に

第十三条

甲種漁港施設を利用する

合においては、

この限りでない。

(利用料等)

)が特別の必要があると認めた場

できない。 あっては、

ただし、知事(市町長 一年)をこえることが 工作物の設置を目的とする占用に

第二項の甲種漁港施設の利用者

でない。

(市町長)は、

特別の事由

らない。ただし、知事(市町長)

等」という)を徴収する。

利用料等は、

前納しなければな

使用料又は占用料(以下「利用料 者からは、別表に掲げる利用料

の承認を受けたときは、この限り

(航路を除 に届け出 あ

知事

の責に帰することができない事由 を減免し、又は分納させることが があると認めるときは、 があると認めたときは、 できる。 既納の利用料等は、返還しな ただし、 知事において利用者 利用料等 この限り

(入出港届)

でない。

第十四条 とするときは、すみやかに知事へ 市町長)に届け出なければならな とき、又は当該漁港を出港しよう 公務に従事する 船 舟 について ただし、監視船、警備船その 船舟は、漁港に入港した

若しくは原状の回復を命ずること するために必要な施設をすること 工作物により生ずべき漁港の保全 工作物の改築、 はその行為の中止、既に設置した の許可に附した条件に変更し、又 号の一に該当する者に対し、 十五条知事(市町長)は、 上若しくは利用上の障害を、予防 許可若しくは承認を取り消し、 移転、 除去、当該 次の各 その そ

第十二条第一項の規定による 項の規定に違反した者 第四条第一項又は第十二条第

る許可を受けた者 又は第十二条第一項の規定によ 第四条第一項の規定による承認 許可に附した条件に違反した者 偽りその他不正な手段により

等及び損失補償) 公益上の必要による許可の取消

第十六条 可を受けた者に対し、前条に規定 は第十二条第一項の規定による許 修築事業その他の漁港の工事の施 必要があると認めるときは、第四 工又は漁港の維持管理のため特に 一項の規定による承認若しく 知事 (市町長) は、

> る必要な措置を命ずることができ する処分をし、 又は同条に規定す

2 県 を補償するものとする。 により損失を受けた者に対しては 前項の規定による処分又は命令 (市町) は、 通常生ずべき損失

(罰則

第十七条 する。 者に対し、二千円以下の過料を科 次の各号の一に該当する

第四条第一項の規定に違反し

二 第五条の規定による知事 三 第六条第二項又は第七条第一 項若しくは第二項の規定に違反 町長)の命令に従わない者 쉮.

Ŧ. 二条第一項又は第十四条の規定 町長)の命令に従わない者 に違反した者 第九条、第十条第三項、 第八条の規定による知事 市

第十八条 倍に相当する金額以下の過料に科 対し、その徴収を免れた金額の五 より利用料等の徴収を免れた者に の規定による知事(市町長)の 命令に違反した者 第十五条又は第十六条第一項 偽りその他不正な手段に

定める。 必要な事項は 則

て三十日を経過した日から施行す この条例は、

す。

よい。すべて運搬の作業には、往路 又はミキサーの材料受にあけるのが だけにしておき、袋から直ちに練台

研 究 課

コンクリート工事について

である。 第十四節 混合の良否 材料が最後の練方が悪かったため、 もやれそうであるが、今迄厳選した 破壊の原因となることが多い。 も見受けられるものであるし、誰で 水、砂、砂利を適度に練合せること 混合とは設計配合のセメント、 コンクリート工事は何処で

ので施工に当っては熟練した技術が で以下順を追って正しい練方につい に最良の練方でなければならないの 力に影響するところは非常に大きい 必要となり、施工にむらがなく均一 誰でも練れるコンクリートである 出来上りは強度、水密性、耐久

(補則)

て述べて見よう。

第十九条 この条例の施行について (市町長) から

ておく。

倉庫から到着順に練り場所に運搬し

セメントは、

一日の作業量分だけ

コンクリート材料の運搬

して用いるときには、

袋の口を開く

セメント一袋を材料計量の単位と

以上が模範漁港管理条例でありま (本項は次号に続く) 公布の日から起算し

題

二 練り混ぜ作業

おくこと。

材料を運搬できるような配置にして

と帰路とを一定しておき、

循環的に

混ぜること。 るように、コンクリート材料を練り トをよくこすりつけ、またコンクリ トができるだけ均等質なものにな 骨材の表面に、セメント、 ペース

る。 特別の小工事の場合だけ手練りにす 練り混ぜは、 機械練を原則とし、

湿っているときで二時間以内に、 枠に打込むまでの時間は温暖で乾燥 は必らず捨てることである。 れらの時間を超過したコンクリート れを打ち終ることが必要である。 しているときで一時間以内、 コンクリートは練り混ぜた後、

手練り

手練りを用いるときには、 な方法によらなければならない 如露の類で使用水量の八〇%位の 量を加える。 その上にセメントを広げる。 砂を練台の上に広げる。 鉄筋コンクリートその他の場合で ャベルで三~四回切返えす。 次の入念

その上に粗骨材を加え水をれ乍らら まり水を入れずに練り、練台に広げ 前記に準じ砂とセメントをカラ練つ 粗骨材をを入れ、残りの水を加え に粗骨材をつつみ、全体が均等質 ながら切返えし、少くとも六回以 なモルタルを造り練台に広げる 普通行われている手練の方法は のコンクリートにする。 上切返えし、モルタルが全く一様 ・ャベルで三回以上切返えし完全

機械練り

回以上切返えす。

入れてセメントペーストを造り、 先づ水量の八〇%の水とセメントを を入れて練るのである。 れをハキ出したのち、更に次の材料 ミキサーの時間は、 に骨材を加えて練り混ぜる。 材料をこれに入れて練り上げ、 キサーに材料を入れる順序は、 回に練上げる量だけのコンクー 練り上りが均

> ある。 るので充分練り混ぜることが大切で ることは試験結果により判明してい 時間の強度に及ぼす影響は相当大き 等な色合になるまで練り混ぜること く硬化の促進が二〇~三〇%位異な が大切、 一分間混合することが必要である。 以上で大要を述べたが、練り混ぜ (次号は第十五節型枠工作) で粗骨材を入れてから一~

漁港協会だより

◎去る八月一日神戸市主催の許に第 港修築事業の起工式が盛大に開催 されました 三次漁港整備計画に伴なう垂水漁 計画その他細部については九月号 垂水漁港の起工」欄に登載致し

◎第三十二回漁港協会役員会を左記 により開催しました 昭和三十八年八月八日

ました。

西会長 南淡町 県水産課 松下監事 自一三、一〇 庫県漁港協会 河合、 石、山福、森理事語島野、長副会長 南淡路国民休暇村 佐竹漁港係長 至一五、 · 森理事西上

議題 第五号議案兵庫県漁港協会会員 高橋

その他

西漁港協会長挨拶 開会の司 会務報告 植田農林部次長挨拶

西会長議長就任

昭和三十七年度収支決算 同 剰余金処分

視察を取消し九日一〇、 港視察の予定であったが台風のため 夕食後宿泊、 右何れも全員異議なく議案可決し 翌九日十日香川県内漁 〇〇解経

相互の協定事項改正について 第六号議案昭和三十八年度収支

ついて 第七号議案特別会費の負担率に

場所 ◎第十二回兵庫県漁港協会通常総会 を左記により開催しました 昭和三十八年八月八日 七十四名南淡町南淡路国民休暇村 自一六、一五 至一八、

00

閉会の司 定事項 昭和三十八年度収支予算 特別会費の負担率 兵庫県漁港協会会員相互の協 兵庫県漁港協会規約一部改正 一部改正 事業計画

閉会の司

◎十二回近畿漁港ブロック協議会が より協議会が開催されました 鳥取県漁港協会主催の許に左記に 鳥取県漁港協会 昭和三十八年八月九日十日 近畿漁港ブロック協会 鳥取県内 大西課長補佐 田尾技師補 皆生温泉清風荘

鳥取県漁港協会長挨拶 全国漁港協会長挨拶 水産庁漁港部長挨拶 鳥取県 知事挨拶

議会開催地 第十三回近畿漁港プロック協 第十五回全国漁港大会提出議 各府県漁港協会提出議題

車中より境漁の視察を行い一四、 同地に宿泊、 ○米子駅にて解散した。)昭和三十七年度農林省関係公共事 協議会終了後、 翌十日降雨のためバス 懇親会に移り全員

りました。 港関係については次のとおりであ 業の会計実地検査が実施され、

八月十四日

八月十三日 沼島漁港(県管理) 炬口漁港 妻鹿漁港 (神戸市) 垂水、 (県管理) (洲本市)

舞子漁港

九月五

神戸よし川泊

成功認定

香住漁港

灘、黒岩、吉野漁港 林崎、藤江(明石市) (南淡町)

丸山、浜坂、 阿那賀漁港(西淡町 (県管理) 家島漁港

須井漁港 三尾漁港(浜坂町) (竹野町)

坊勢漁港(家島町)

育波漁港 浅野漁港 (北淡町) (県管理)

鳥飼漁港

(五色町)

議題

◎漁港関係公共事業について水産庁 されました の事業成功認定が左記により実施

山田技官

三橋技官

九月三日 九月二日 成功認定 視察漁港 垂水、 育波、 野島、 尾崎、 藤江漁港 仮屋、妻鹿漁港 姫路太一泊 洲本海月泊 富島漁港 丸山漁港 漁港台帳の整備について

第三種郵便物認可

浜坂漁港

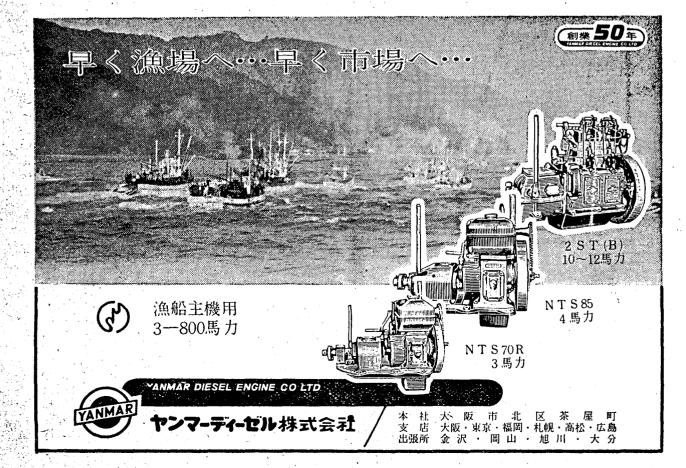
湯村井筒屋泊

その他連絡事項、打合せについ

場所 日時 主催 ○第十一回漁港事務担当者連絡協議 九月六日 会が左記により開催されま 書類取りまとめ 外六名 県大西課長補佐、佐竹係長 兵庫県農林部水産課 至九月二十一日一二、〇〇 自九月二十日一〇、三〇 水産会館 神戸発ー 大阪府着

建設業者 市町職員 二七名 一六名

第一日 第二日 関する規則及び漁港管理条例につ における備品の取扱いについて 処置について 検査経過について 海岸保全区域における占用等に 今後における工事施工に 漁港関係工事事務費、 三十七年度会計検査院決算実地 漁港工事全般について 十月二十一日 十月二十日 工事雑費 関する



ĺ

トセラス(植物性プランクトン

三・七%であっ

たので、

等浮游ケイ藻類や、アオサ

ヨシエビの 育すすむ 餇

赤 穂

シエ

Ľ

(通称シラサ)

はク

ル

から種エビまで飼育することができ ビ幼生の飼育を行ない、 ビに次ぐ重要な種類である。 今夏、水試赤穂のり採苗場でヨシ そのあらましをお知らせす 人工ふ化

87号

れるエビの形をしないプランクト であれば産出された翌朝十時頃には 次の日の夜には産卵する。 親エビを選別し、 ふ化してノープリウスになる。 郊がはっきり見えるよく成熟した プリウスは六回脱皮の後、 類の幼生ふ化した当時は、 放しておくと、 漁獲したなかから、 変態はクルマエピと同様で、 を経てから親エビの形に ゾエア、ミシスなどと呼ば ゾエアになると摂餌す その日の夜間か、 海水を満した水槽 脊部に黄緑色 良好な卵 ノーブ 稚エピに変態するまでの飼育全期間

なると斃死は少なくなり、 期にはほとんど斃死しないが、 脱皮した後、 ア期は斃死が多く、歩留りは五~三 エピとなる。 胞子を与え飼育する。この期に三回 してしまう場合もある。ミシス期に 八%で、 ープリウスやマガキ 受 精 卵を与え 一四~八二%である。ふ化直後から スは動物性の餌をとるのでアルテ ミシス期には三回脱皮した後稚 (プライン、 飼育槽によっては全部斃死 幼生は、 ミシスに変態する。 シコリンプ) ノーブリウス 歩留りは 0

生の飼育はガラス水槽(一五リット 四日間、最長は二〇日間であった。幼 の歩留りは最低一・二%、最高一三 ることができた。 を用い、 種類によって差があるが、最短は での飼育日数は、 コンクリート水槽 木槽 七%であった。 カメ (四〇リットル)、 (六〇〇リッ 止水でエヤーコンプレッサ どの容器でも飼育す 投与した餌の量や ふ化から稚エビま (一五(リットル 等の容器 円型

と推定される。本試験で得た最高歩 シエビの産卵数は約 一〇万前

るようになるので、

スケレトネマ

成長している。 メートル、平均四八ミリメー 末現在、 の間ふ化したヨシエビ幼生は、十月 苗としての生産は可能と思われる。 合容易に飼育できるので、 化幼生を良好な状態で飼育すれば、 ビが得られることになる。 尾の親エピから一万尾以上の稚 赤穂のり採苗場で六月末~七月末 大きいもので体長五六ミリ 増殖用種 幼生は割

兵水式三四型乾燥機 ○魚類人工乾燥機設置状況

大丸海産KK (十一月初旬竣工)

岩手県宮古市 高知県田野町 全漁連直営工場 (工事中)

片山水産加工場

香住町 鎌清水産加工場 (十二月着工)

水式单一吸引型乾燥機 蒲入漁協加工部 京都府伊根町 (工事中) (新型)

兵水式台車不動型 佐藤水産加工場 (十二月着工) 燥 機 (新型仮

岡市津居山

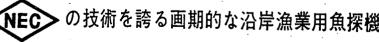
〇水産 助川製造課長 香住町水青会 味加工講習会のお知らせ 月下旬 (指導 - 製造課 工組 合

榎本水産加工場

(十二月着工)

豊岡市田

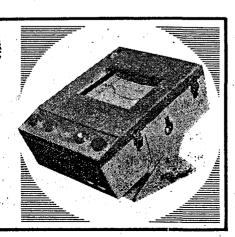
(十一月末着工)



電力が少なく経済的 何処でも使える小型、

機 株 社 海

東京都千代田区神田錦町1~ 神戸市生田区明石町32 (明海 電話東京 (291) 2611~3 電話 (3) 2628·3701 · 8181 ~3 (39) 2380 -19 EN



発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会 発行人 三 浦 清 太 郎